

# 大阪府消費生活苦情審査会調停事案報告書

平成 21 年 2 月 16 日付け消セ第 1840 号付託事案

「教材販売会社の倒産による関連信販会社との紛争にかかるあっせん事案」

## 「教材販売会社の倒産による関連信販会社との紛争にかかるあっせん事案」報告書

平成 21 年 2 月 16 日に知事より付託された標記案件について、あっせんを行った結果、申告者、相手方の合意が成立しました。その経過及び結果は以下のとおりです。

### 第 1 紛争の概要

申告者：成年女性

相手方：信販会社

### 第 2 案件の概要

申告者（以下、X という。）は、平成 18 年の 2 月頃から、教材販売会社 A（以下、A という。）から、家庭教師の派遣についての電話による勧誘を頻繁に受け、平成 18 年 3 月 25 日、A の従業員 B（以下、B という。）に、近くに来ている、家庭教師派遣について説明を聞いて欲しいと言われて自宅に訪問を受けた。その際、X の当時小学 5 年生の子ども C のために、中学 3 年間分の教材の販売を勧誘された。B の説明によれば、中学 3 年間分の教材 5 科目を購入すると、小学 4 年生から 6 年生までの教材がついてくること、この教材は A が別に派遣する家庭教師が用いる教材であり、この教材を使用すると有名校に進学が可能であるとのことであった。X は、C より年少の子どもがいたこともあり、同日、この教材を 70 万 8 千円で購入する契約を A との間で締結した。相手方事業者（以下、Y という。）との間で立て替え払い契約（以下、第 1 契約という。）を締結した。X は、利息のことを考え、1 回払いとして、同年 10 月を履行期とした。それにより、Y から A への立て替え払いは実行された。しかし、その後、X は、一括払いで払えるかどうか不安となり、B の助言により、Y との間で代金の一部を分割払いとする立て替え払い契約の申込書を同年 10 月 31 日付で作成したりしたが、結局、10 月末までに 70 万 8 千円を A に直接支払った。そこで、A と Y は、すでになされていた立て替え払い契約を合意解除し、Y は A から立て替え払いをした金額を回収した。

X は、A から、家庭教師の派遣を受けたが、派遣された家庭教師と A との間には労務の提供に関する契約関係は何ら存在せず、家庭教師の報酬は X が直接家庭教師に支払っていた。

ところが、X の子 C が小学 6 年生になった夏頃までに、再び X は B により、今度は、C のために高校用の教材の販売の勧誘を数回にわたって受けた。B は、この教材を使って京大などの有名大学に入学ができる、塾に行く必要はない、中学用教材を購入した人のほとんどは高校用教材も購入している、などとして電話を頻繁にかけて勧誘を繰り返した。X が、高校の教材はまだ先の話であると言って教材の購入を断ると、定価が 157 万円の教材であるが、137 万 7 千円になる、さらに会員は 107 万円で購入できるとし、加えて、今なら 70 万円で購入できると、執拗に勧誘を行った。同年 8 月末には、X は、B に形式だけと言われ

て、157万円で高校用の教材に関する立て替え払い契約の申込書に記載もしているが、この申込書はYには届いていない。また、同年8月29日付で教材を70万円で購入するための立て替え払い契約を締結しているが、その後、この契約はYとの間で解除されている。

Xは、同年8月付けの申込書を書いた以降、Bに数回にわたって連絡をし、やはり契約を解消したいと申し入れたが、Bは、すでに上司にも通してあるので契約はやめられない、そんなことをしたら自分が会社を辞めさせられる、などと言って、契約の解消に応じなかった。また、Xは、同年11月頃から、Yにも同年8月29日付けの契約を解消したいと2回にわたって電話している。

その後も、Bによる勧誘は執拗に続き、結局、Xは契約の締結を断り切れなくなり、平成19年5月9日に70万円で高校3年間の教材をAから購入する契約を締結し、総額77万7千円の立て替え払い契約をYとの間で締結した（以下、第2契約という）。立て替え払い契約の申込書を作成するにあたって、Xは、無職であったが、Bに言われるまま、勤務先記入欄にBの指定する虚偽の勤務先およびその住所を記した。

第2契約の定めに従い、平成19年6月から12月の7回にわたり合計45万3500円がXの口座から自動引き落としされた。平成20年1月30日にAの破産手続開始決定が出された。

この段階で、Xの子Cは中学1年生である。第1契約の給付のうち、中学3年生の分の教材は引き渡されておらず、第2契約の給付については、まったくなされていない。そこで、Xは、第2契約の立て替え払い金45万3500円の返還（および、第1契約の立て替え払い金70万8千円のうち、受領していない1年分に相当する23万6千円の返還）を求めたが、Yはこれに応じず、消費生活センターでのあっせんも不調となった。

そのため、本件について大阪府消費生活苦情審査会（以下「審査会」という。）への付託の申し出があった。

審査会は平成21年2月16日、大阪府知事から「教材販売会社の倒産による関連信販会社との紛争にかかるあっせん事案」についてのあっせンを付託された。

### 第3 当事者の主張（付託時点での主張）

#### 1 原告者の主張

- 甲は、Bによる執拗な勧誘により止む無く契約をしたものである。
- Aの破産手続開始時点では第1契約分の中学3年生用の教材及び第2契約については商品を全く受領していない。両契約において乙が関与しており、乙とAが密接な関係があるのは明白である。
- 第2契約は①12回分割払いの個品割賦購入あっせん契約であり、①商品を全く受け取っておらず、②7回分支払い済みであること、からも倒産以降の支払停止では納得できるものではなく、既払金453,000円全額の返金を求める。

## 2 相手方（乙）の主張（付託時点での主張）

- 甲のショッピングクレジット契約は、割賦販売法 2 条 3 項 2 号が規定する「個品割賦購入あっせん契約」にあたる。この契約は商品代金の調達を目的とする契約であり、商品購入を目的とする売買契約とは直接の関係を有しない法的には別個独立の契約である。
- 民法の原則に従えば、仮に売買契約になんらかの問題が生じていたとしても、個品割賦購入あっせん契約の有効性にはなんら影響が及ばない。
- しかし、割賦販売法 30 条の 4 は消費者保護の観点から、消費者が割賦購入あっせん契約を利用して指定商品を購入した場合であって、指定商品を販売した販売業者に対し抗弁事由が存在する場合には、例外的措置として、原則に従えば販売業者に対して主張すべき抗弁事由を、特別に信販会社に対しても主張することによって信販会社からの請求を拒むことができることを「抗弁権の接続」として定めている。
- 抗弁権の接続は、消費者が信販会社からの請求を受けた場合にそれを拒むことができる、という限りで消費者に特別の保護を認めているが、既に消費者が信販会社に対し弁済した金銭についての返還請求までも認めるものではない。
- したがって甲の請求に応えることはできない。

## 第 4 審査会の処理（審議経過及び結果）

### 1 当事者からの事情聴取（第 1 回期日）

審査会は、会長が委員 2 名をあっせん委員として指名し、あっせんによる解決を図ることとした。

平成 21 年 2 月 23 日に第 1 回期日を開催し、当事者それぞれから事情聴取を行った。事情聴取した内容は別表のとおりである。

### 2 審査会における本件についての考え方の検討

甲からの申告書、乙からの答弁書、双方からの提出資料、及び第 1 回あっせん期日に行った事情聴取の内容に基づいて検討を加え、「事案の概要及び法的問題点とそれについての基本的な考え方」を取りまとめ、書面により双方に提示した。提示した内容は「第 5 報告にあたってのコメント」のとおりである。

### 3 合意書の調整（第 2 回期日）

平成 21 年 8 月 31 日に第 2 回期日を開催し、本件に係る合意書を次の内容で締結した。

- (1) 相手方と申告者は、両者間の平成 19 年 5 月 9 日付立替払い契約に伴い金 4 5 万 3 5 0 0 円が申告者から相手方に支払われたことを確認する。
- (2) 相手方は、申告者に対し、金 3 2 万円を平成 21 年 9 月 3 0 日までに申告者

の下記銀行預金口座に振り込んで支払う（振込み手数料は、相手方の負担とする）。

- (3) このあっせんによって本件紛争は解決したものとし、前項に定めるほか両当事者間には一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 両当事者は、両者間の立替払い契約に関する紛議の内容及び解決の内容について、第三者に開示しないことを約束する。

## 第5 報告にあたってのコメント

### 1 事案の概要及び法的問題点とそれについての基本的な考え方

#### (1) Aの過量販売

本件では、Xの子Cが小学5年生の段階で中学3年間の教材の販売がなされ、続けて、小学6年生のときに高校3年間の教材の販売がなされている。中学や高校の教育内容は、その時々に応じて変更があり、たとえば、社会科については社会状況の変化によるデータや国名の変更も頻繁であることなどを考えると、小学6年生に高校生の教材を給付しても意味のないことは明らかである。XA間の売買は、その意味で、時間的な過量販売に該当すると言える。

すなわち、過量販売とは、一般的には、顧客の必要性をはるかに超える量の給付を行う契約を1つまたは複数行うことである。これに対して、本件では、小学6年生の子どもに明らかに必要ではない将来の給付が大量になされることを目的としている点に特徴があるが、顧客にとってある時点で使用することのできない量の販売が行われている点で、本件は過量販売と共通する。かつ、本件契約の代金は、第1契約と第2契約をあわせて140万円余と高額なものである。Xは第1、第2契約当時、無職の専業主婦であり、この代金は、決して支払いの容易な金額ではない。

そして、過量販売については、平成20年の割賦販売法改正により、個別クレジット契約の解約も可能とされ、クレジット会社はすでに支払った金銭の返還もしなければならない（同法35条の3の12、1項および6項）。改正法は、本件第1、第2契約の締結時には施行されていないが、その問題性は、平成20年の改正の前後で異なるものではない。したがって、本件では、割賦販売法の平成20年改正の趣旨にしたがい、少なくとも契約締結後1年を経過しないうちに契約解除の意思表示がなされた第2契約については、クレジット契約の解除が認められるべきである（同法35条の3の12、2項参照）。とりわけ、本件第2契約については、高校の教材を目的とすることが申込書から明らかであり、第1契約の資料もYの手元には残っているのであるから、同一人のために1年も経たないうちに6年間の教材の販売がなされたことはYにも明白であり、Yも本件販売契約が過量販売にあたることは、十分認識していたはずである。

## (2) Aによる不適切な勧誘

次に、Aの従業員Bは、Xに対して、教材の販売を目的としていることを秘匿して家庭教師の派遣についての説明であると称して、平成18年3月25日にXの自宅を訪問している。そのうえで、Xに対して教材の販売を勧誘して契約を締結した。そして、第2契約については、第1契約の締結後間もなく、まだ第1契約の代金の履行期まで数ヶ月あるにもかかわらず、勧誘を開始し、Xが契約の締結を拒絶しているのに、Cの教育のためというXの親心につけこんで執拗に勧誘をくり返し、ついに根負けしたXと平成19年5月に第2契約を締結している。

## (3) Yの行為の問題性

① すでに(1)で述べたように、本件はAの過量販売にあたり、したがって、本件第2契約については、平成20年の割賦販売法改正の趣旨に従い、Yは、XがYにすでに支払った金銭の返還もしなければならない(同法35条の3の12、1項および6項)。

他方、本件第1契約については、XはYとの間でいったん立て替え払い契約を締結した後、支払い方法について思案した後、最終的にはXがAに直接代金を支払いがなされている。しかしながら、もともと、Xにとって、本件第1契約の代金は、直ちに一括払いをできるような金額ではなかったから、XがYから与信を得る可能性がなければ、XはAとの間で本件第1契約を締結することはなかった。実際、Xは、分割払いでは利息が高いため契約締結から半年後の一括払いを選択したものの、一括で支払えるかどうか不安になり、支払い方法についてBに相談を持ちかけているほどである。言い換えれば、本件第1契約に関しては、XがAに直接代金を支払ったため、事後的にX・Y間の立て替え払い契約が合意解除されているが、本件第1契約をXが締結することを決定づけたというYの役割はそれによって何ら影響を受けるものではない。平成20年の割賦販売法改正により、過量販売がなされた場合にクレジット会社に既払い金の返還を義務づけているのは、このように、クレジット会社による与信がなければ当該契約が締結されなかったであろうという、クレジット会社の契約締結における原因力に着目し、買主が売主から売買契約の解除に基づく代金返還を現実に受けられないリスクを、クレジット会社に負担させるものである。

したがって、本件第1契約についても、YがXに与信を与えたからこそXはAから高額な本件教材を購入したのであり、XからAへの支払時にもX・Y間の立て替え払い契約は有効に存在していたことを考えるならば、Yは、改正割賦販売法の考え方によれば、Xから売買代金の返還を受けることができないリスクを負うべきである。本件第1契約については、契約の解除がなされたのは、契約締結から1年を経過した後であるが、この期間制限は、取引の安全などを考慮して定められたものであり、Aの行為の悪性を治癒するものではないことはもちろんである。よって、第1契約は、契約締結から解除されるまで1年以上が経過してはいるが、本来、解除に伴いAがXに対して負担する代金返還義務がAの無資力などにより実際に履行されない場合のリスクはYが負うべきことに変わりはない。この

ように、本件第1契約の代金のうち、実際にCが中学1年生になって使用した中学1年生の教材のほか、仮に、翌年分の教材については過量販売に当たらないとしても、Aがまだ変更の可能性があることを示唆して引き渡していない中学3年生の教材については、Aの過量販売に当たる。したがって、これに対応する23万6千円については、本来、YがXに返還すべき性質のものであり、その事実は、本件あっせんの全体において考慮されるべきである。

② さらに、Aは、本件に限らず、同様の不正な勧誘を行って多数の契約を締結し、少なからず紛争を生じさせていたことがわかっている。

Aが不正な勧誘をして不適正な取引行為を広く行っていたことは、少なくとも平成16年には、Yに容易に知りうる状況にあったといえる。というのも、平成16年12月21日、東京都生活文化局は、Aに対し、特定商取引法46条に基づく指示を行っており、そのことは、東京都のHPにも公開されている。クレジット取引を業とするYとしては、当然、このような情報を迅速に把握して、それに対処し、問題のある業者との加盟店契約を解消すべき関係にある。加えて、堺市立消費者センターにおいて平成13年度から平成20年度までに取り扱ったA関連の相談案件59件のうち51件までがYとの立替払い契約であった。このことは、Yが、Aによる勧誘および契約内容について問題があることを十分知っていたことを推認させる。したがって、Yは、Xが本件第1、第2契約を締結した当時、依然としてAと加盟店契約を締結していたこと自体に問題があるといわなければならない。それにもかかわらず、YがAと加盟店契約を継続していた事実は、それ自体が、YによるAの不適正な取引への加担行為と評価しうる。また、個別的にも、Xによる本件第1契約、第2契約の申込み時に、すでにAに関連する紛争が多く生じていたこと、および、紛争を通じてAの勧誘態様をよく知っていたYは、Aが不適正な勧誘行為によりXとの間で契約を締結した可能性を容易に認識しえたはずである。したがって、Yとしては、Xの勧誘に不正がなかったかどうかを十分に調査したうえで立て替え払い契約を締結すべきであった。ところが、現実には、Yは、XがBにいわれるがままに虚偽の勤め先を記入したことさえ、認識していない（そうでなければ、Yは虚偽の事実を申込書に記載したXに与信を与えなかったであろう）。債務者の資力はクレジット会社にとってもっとも重要な事実であるにもかかわらず、それさえもYは十分に調査していないのである。

しかしながら、この点についても、平成20年の割賦販売法改正により、クレジット会社は訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することが義務づけられ、不適正な勧誘があれば消費者への与信が禁止されている（同法35条の3の5、35条の3の7）。また、クレジット会社には、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけられるとともに、消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止されている（同法35条の3の3）。本件第1、第2契約は、Xの行為についてYが適切に調査を行っていれば、Aの不適正な勧誘行為があり、したがって、Xに与信をすべき事案でないことは容易に明らかになったはずである。とくに、

第2契約については、Xが偽の勤め先を記入しており、現実には無職のXにとって、70万円の与信が過大であることも容易に認識し得たはずである。

それなのに、Xとの立て替え払い契約についても、Yが、Aの従業員による不適正な勧誘のあったこと、またXにとって過大な与信であることを認識していなかったとすれば、それはクレジット会社として重大な過失があったといわなければならない。反対に、もし、認識していたにもかかわらずXへの与信を行っていたとすれば、YとAは一体となってXと不当な内容の契約を締結したものといわざるを得ない。

#### (4) 結論

以上のように、YによるXとの立て替え払い契約の締結は、Aの不適正な勧誘行為および、Xへの過大な与信という点からも、本来、禁止されるべきものであり、それを故意または重過失により締結したYは、その締結により生じた不利益をXに負担させることは許されない。したがって、この見地からは、Yは、Xに対して、第2契約の解消に応じるべきある。また、すでに述べたように、第1契約の代金のうち中学3年生の教材に対応する23万6千円についても、YはこれをXに返還すべきものであり、第2契約についてXがYに支払った45万3500円と併せ、合計68万9500円をYはXに返還しなければならない。

## 2 本件のあっせんについて

Yから、第1契約については返還に応じられないが、本件の早期解決を図るため、第2契約については一定の条件の下ある程度の返還に応じる旨の申し出がなされ、これにXも合意し、先の合意書の締結に至った。

「教材販売会社の倒産による関連信販会社との紛争にかかるあっせん事案」の処理経緯

開催年月日等	会議名等	内容
平成 21 年 2 月 23 日	第 1 回あっせん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告者事情聴取</li> <li>・ 相手方事情聴取</li> </ul>
平成 21 年 7 月 13 日	—	「事案の概要及び法的問題点とそれについての基本的な考え方」を双方当事者に送付
平成 21 年 8 月 27 日付	—	・ 相手方代理人より主張書面提出
平成 21 年 8 月 31 日	第 2 回あっせん	・ 合意書の締結

別表 当事者からの事情聴取

1 申告者

項 目	内 容
契約内容	<p>(内 容) 学習教材購入契約</p> <p>(契約金額) 第1契約 708,000円 (中学校3年間分の教材購入契約)</p> <p>第2契約 777,000円 (高校3年間分の教材の立替払い契約)</p> <p>合計 1,485,000円</p> <p>(既払金額) 第1契約 708,000円</p> <p>第2契約 453,500円</p> <p>合計 1,161,500円</p> <p>(既払金額における教材未受領相当金額)</p> <p>第1契約 236,000円 (中学3年生分の教材)</p> <p>第2契約 453,500円 (高校3年間分の教材)</p> <p>合計 689,500円</p>
聴取内容	<p>(第1契約の締結について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初 A より家庭教師派遣の電話勧誘があり、その後、教材を見てほしいと B が自宅へ訪問した。</li> <li>○ B から「中学3年間分の教材5科目を購入すると、小学校4年生から6年生の教材についても提供する、この教材は A が別に派遣する家庭教師が用いる教材であり、有名校進学が可能である。」との説明を受けた。</li> <li>○ 平成18年8月29日中学3年間分の教材について70万8千円で購入する契約を A との間で締結し、Y との間で立替払い契約を締結した。</li> <li>○ A から家庭教師の派遣を受けたが、家庭教師の報酬は直接家庭教師に支払っていた。</li> <li>○ 後日、立替払い契約では金利がかさむと考え、A に対し残金を一括にて支払った。</li> <li>○ 中学3年生分の教材は受領していない。</li> </ul> <p>(第2契約の締結について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1契約の締結後ほどなくして、「中学用教材の購入者は、ほとんど高校用教材についても購入している。」と B より高校用教材についての勧誘が始まった。</li> <li>○ 高校用教材については、まだ子供が小学生であること、代金が高額であることを理由に断り続けていた。</li> <li>○ 高校用教材について、定価157万円だが、137万円、会員は107万円、今なら70万円で購入できると執拗に勧誘された。</li> <li>○ B の毎週のようになされる執拗な勧誘により断りきれなくなり、やむなく平成19</li> </ul>

年5月9日高校3年間の教材について70万円で購入する契約をAと締結し、総額77万7千円の立替払い契約をYとの間で締結した。

- 立替払い契約締結の際、無職であったが、Bに言われるまま勤務先記入欄にBの指定する虚偽の勤務先及びその住所を記載した。

(第2契約締結後について)

- 第2契約の締結を後悔し、Bに契約を解消したい旨連絡したが、「契約はやめられない。そのようなことをすると自分(B)は会社を辞めさせられる。」などと言い、契約の解消に応じなかった。
- 平成19年6月から12月の7回にわたり毎月65,300円、合計45万3千円をYに支払った。
- 高校用教材については、一切受領していない。

(希望する解決内容)

- 商品未受領分の合計68万9千円(第1契約について教材未受領となっている中学3年生分教材代金(単純割で23万6千円)及び第2契約の既払い金45万3千円)について返還してほしいところであるが、第2契約の既払い金を全額返還してほしい。

## 2 相手方事業者

項 目	内 容
聴取内容・ 確認事項及 び主張書面 の内容	<p>(第1契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初申告者と立替払い契約を締結したが、後日、申告者からAへの一括払いにより、立替払い契約の解除がなされたものであり、本件について申告者との間に契約関係は存在しない。</li> </ul> <p>(第2契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Aの倒産により、未払い金については抗弁権の接続を認める。</li> <li>○ 申告者所持の立替払い契約書控えの年収(欄)は空白であるが、X所持の立替払い契約書には年収(欄)に400万円の記載がある。</li> <li>○ 立替払い契約書記載の勤務先に申告者の勤務確認等を行っていない。</li> <li>○ 契約の解除について申告者より連絡を受けたが、Aへ申し出るよう回答を行っている。</li> </ul> <p>(平成21年8月27日付け主張書面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1契約について               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1契約に関する限り、同あっせん案を受諾することはできない。理由は以下のとおりである。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 割賦販売法は適用されないこと                       <p>第1契約は立替払い契約であるが、その後、販売店よりキャンセル処理の依頼をうけて清算されており、申告者と相手方との間の契約は消滅している。</p> </li> <li>(2) 改正割賦販売法は適用されないこと                       <p>第1契約締結当時、同改正法は施行されておらず、施行前の取引に遡って適用されることも予定されておらず、立法者の意思であるというべきである。仮に改正割賦販売法によっても、第1契約の解除は契約締結から1年を経過しているため、認められない。</p> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>○ 第2契約について               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あっせん案は、第2契約について改正割賦販売法ないしその趣旨が及ぶものとしている。円満解決のため、同あっせん案を一部受諾することは可能と考えているが、その全部を受諾することはできない。その理由は以下のとおりである。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 明らかな過量販売ではないこと。                       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 商品の数量・代金額について                           <p>同一学年の教材を大量に購入したわけではない本件においては、教材が必ずしも過量であったということとはできない。</p> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>

② 申告者の支払能力について

あっせん案は、申告者が無職の専業主婦であることを前提として本件販売の過量性について検討している。しかし、申告者は第②契約の締結時に 400 万円の年収があり、住居を自己所有していると申告しており、これによれば同契約にかかる支払い能力を有していることは明らかである。また、子女の学習教材に関する契約は、一般的には夫婦の家事債務に該当すると考えられるため（民法 761 条、札幌地判昭和 32 年 9 月 18 日）、配偶者も連帯してその債務の支払義務を負うべき契約に該当する。

③ 申告者の判断能力について

申告者は配偶者もおおり、その子女の教育にかかわる本件各契約については、配偶者とも十分に協議しえたと考えられる。

④ 販売店の勧誘行為の態様について

申告者は販売店による勧誘行為の態様が悪質であったと指摘しているようであるが、その主張を裏付ける客観的根拠が明らかにされていないため、具体的な勧誘方法の詳細は不明である。

(2) 改正割賦販売法を類推適用すべきでないこと

第 1 契約同様改正法を施行前の取引に遡及適用しないことは立法者の意思であり、また施行前のほうの遡及適用は取引の法的安定性を害するものであり妥当でない。

(3) 申告者側の過失も斟酌されるべきであること

(希望する解決内容)

- 第 1 契約については、返還できない。
- 第 2 契約については、一定の条件の下、譲歩を行うことは可能である。